令和８年度

冬期道路交通確保除雪計画書



上　越　市

目　　次

１　除雪基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　除雪実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　　３－１　車道除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　　３－２　歩道除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

　　３－３　狭隘路線(日中)除雪・・・・・・・・・・・１１

　　３－４　除雪事業者数・・・・・・・・・・・・・・・１２

　　３－５　除雪機械台数・・・・・・・・・・・・・・・１２

４　消融雪施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

　４－１　消雪パイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

　４－２　流雪溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

５　雪捨て場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

６　市民への情報提供と協力依頼・・・・・・・・・・・１５

　６－１　道路除雪に対する情報提供・・・・・・・・・１５

　６－２　道路除雪に対する協力依頼事項　・・・・・１５

　６－３　大雪災害時の協力依頼・・・・・・・・・・・１６

７　関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・１７

８　雪関係の支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

　８－１　小型除雪機購入費補助金・・・・・・・・・・１８

　８－２　市道除雪作業報償金・・・・・・・・・・・・１８

　８－３　緊急除雪作業報償制度・・・・・・・・・・・１９

９　道路除雪対策関係機関等の連絡先・・・・・・・・・２０

1.　除雪基本方針

当市は、県内でも降積雪が多い地域であり、昭和 36 年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」において市内全域が豪雪地帯に、さらに昭和 45 年に特別豪雪地帯の指定に関する改正が行われ、現在では市域のほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

本計画は、令和 4 年 12 月に策定した「上越市第 7 次総合計画　令和 5 年度～令和 12 年度」に基づき、市民の日常生活や経済活動を維持するため、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、円滑な冬期間の道路交通と安全な歩行空間の確保に努めることを基本方針とします。

なお、異常降雪時においては、除雪路線区分に基づく除雪の優先順位により、まずは幹線道路の通行確保を最優先とし、地域の生活や社会経済活動の影響を最小限に抑えながら、迅速な除排雪作業を進めます。

また、地域ぐるみの共助による除雪体制を促進し、市民協働による「雪につよいまちづくり」を推進し、持続可能な克雪体制の構築を進めていきます。

2.　体制

12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・雪害対策等に係る連絡調整を図り、101 事業者へ除排雪業務を委託して冬期間の円滑な道路交通を確保するとともに雪に起因する災害の防止に努めます。

また、異常降雪が見込まれる場合に高田河川国道事務所に設置される「冬期道路交通確保情報連絡本部」の構成員として、関係機関との情報の収集・共有を図るとともに、市民に対して積極的な情報発信を行います。

なお、異常降雪時には、積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を進めるため、コールセンターの設置や道路パトロールを充実するなど、除雪対策本部の体制強化を図り、除雪作業の迅速化に努めます。

災害対策本部が設置された場合は、その指揮下に入ります。

3. 除雪実施計画

3-1 車道除雪

令和８年度の当市の車道除雪延長は、約1,724kmになります。これは上越市から札幌市までの直線距離を往復した距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

① 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路から生活道路（通勤・通学道路）まで、機械除雪が可能な路線を除雪します。

② 除雪延長

令和８年度の車道除雪延長の内訳は、次のとおりです。

車道除雪延長の内訳　（単位：km）

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	95.39	137.03	412.02	106.82	751.26	969.53	77.5%
安塚区	0.75	6.49	43.56	19.42	70.22	191.79	36.6%
浦川原区	0.00	13.51	48.30	8.41	70.22	132.89	52.8%
大島区	0.00	12.37	18.92	1.29	32.58	93.76	34.7%
牧区	0.00	14.67	28.23	27.13	70.03	134.65	52.0%
柿崎区	8.82	43.94	28.95	44.04	125.75	175.57	71.6%
大潟区	3.77	22.95	40.48	14.69	81.89	149.57	54.8%
頸城区	7.30	47.33	47.65	4.16	106.44	177.64	59.9%
吉川区	0.77	25.03	37.13	23.30	86.23	149.83	57.6%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.53	43.61	95.12	45.8%
板倉区	0.00	26.82	65.75	4.47	97.04	199.77	48.6%
清里区	2.99	18.18	19.25	8.78	49.20	153.64	32.0%
三和区	1.87	27.29	30.55	30.29	100.00	131.86	75.8%
名立区	0.00	20.07	11.24	8.68	39.99	81.91	48.8%
合計	121.66	436.02	843.77	313.01	1,724.46	2,837.53	60.8%

③ 除雪路線区分

道路除雪は次頁の「車道除雪路線区分表」のとおり路線の優先順位を規定し、効率的な道路の除排雪作業を実施することで、道路交通の確保を図ります。

異常降雪により、通行不能路線が広域的に多数同時発生した場合は、大雪災害と位置づけ、優先順位に基づき除雪作業を行います。

除雪路線イメージ図

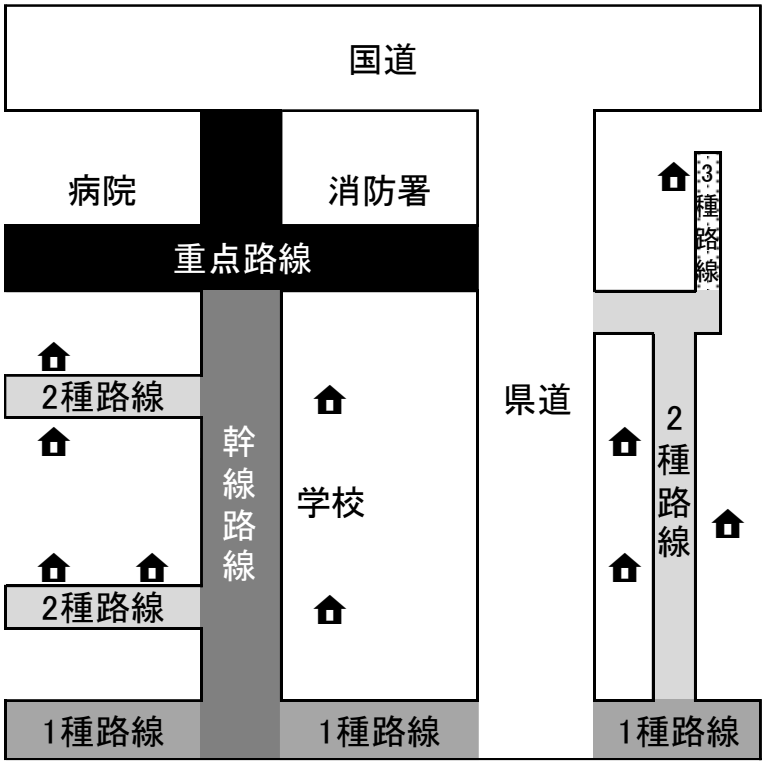

車道除雪路線凡例		
特1種路線	重点路線	
	幹線路線	
1種路線		
2種路線		
3種路線		

車道除雪路線区分表

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">優先順位</th><th rowspan="2">路　　線</th><th colspan="2">除雪目標</th></tr>
<tr><th>通常時</th><th>異常降雪時※2</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特1種路線</td><td>重点路線</td><td>1</td><td>・救急指定病院や消防署周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線
・上越妙高駅周辺道路や車両が集中する市街地の道路で高水準の除排雪管理が必要な路線</td><td rowspan="2">必要な幅員※1を終日確保する。</td><td>通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線以上の先行除雪により通行を最大限確保する。</td></tr>
<tr><td>幹線路線</td><td>2</td><td>・国道、県道と接続し同程度の交通量がある路線（都市計画道路等）
・学校、公共施設及び主要バス路線など地域内の幹線道路として機能する路線</td><td>通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線の先行除雪により通行を最大限確保する。
（圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">1種路線</td><td>3</td><td>・国道、県道及び幹線道路と接続し、朝夕の交通量の多い路線
・通学路などで道路交通の確保が特に必要な路線
・集落間を結びその路線を確保しなければ交通が遮断される路線</td><td>必要な幅員確保を原則とする。</td><td>車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。
（圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2種路線</td><td>4</td><td>・県道及び1種路線に接続し、地区内の主要道路であり、地区内住民の他にも利用が見込まれる路線</td><td>車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。</td><td rowspan="2">車1台分の幅員確保を原則とする。
（一時通行不能になる場合がある。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">3種路線</td><td>5</td><td>・住宅地の生活道路で交通量が少なく、主に地区内住民が利用する生活道路</td><td>車1台分の幅員確保を原則とする。</td></tr>
</table>

※1　必要な幅員とは原則、路肩の白線までとする。

※2　異常降雪時とは、目安として５０ｃｍ／２４ｈ程度以上の降雪の時とする。

④ 除雪出動判断基準

ア　通常降雪時

除雪時間帯において下表の路面積雪深に達した場合、除雪目標に沿った除雪を行います。

ただし、当該路線の日中の混雑度や今後の気象予報及び従前の除雪状況等により、基準に達しない場合でも出動する場合があります。また、早朝除雪に備える必要があることから、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前７時までの作業完了を目指します。

なお、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅延する場合があります。

除雪出動判断基準表

通常降雪時の除雪出動判断基準は、積雪量に応じ、下記の表のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>早朝除雪</th><th></th><th>日中除雪</th><th></th><th>夜間除雪</th></tr>
<tr><td colspan="2">除雪時間帯</td><td>0:00～7:00</td><td rowspan="6"></td><td>8:30～17:00</td><td rowspan="6"></td><td>20:00～24:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特1種路線</td><td>重点路線</td><td rowspan="2">10cm 以上</td><td rowspan="2">10cm 以上</td><td rowspan="2">10cm 以上</td></tr>
<tr><td>幹線路線</td></tr>
<tr><td colspan="2">1種路線</td><td rowspan="3">10cm 以上</td><td rowspan="3">15cm 以上
または 10cm 以上で本部が必要
と判断した場合</td><td rowspan="3">15cm 以上
かつ本部が必要
と判断した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">2種路線</td></tr>
<tr><td colspan="2">3種路線</td></tr>
</table>

※　通勤通学及び帰宅時間の渋滞を考慮し、上記網掛けの時間帯は原則除雪作業を休止する。なお、上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着時刻を考慮し、除雪を行うこととする。

イ　異常降雪時

異常降雪時は、除雪の出動判断基準となる路面積雪深によらず除雪の早期着手を認めるとともに、迅速な除雪完了を目指し、除雪時間帯によらない連続した除雪を実施します。

○　優先順位

１　特１種路線の除雪・拡幅

２　１種路線の除雪

３　２種、３種路線の除雪

４　通学路の歩道除雪

５　１種路線の拡幅

６　２種、３種路線の拡幅

７　通学路以外の歩道除雪

８　狭隘道路の除雪

※　車道除雪を優先しますが、歩行空間の確保も含めた除雪を行うこととする。

※　歩道除雪については、児童・生徒の安全を確保するため、原則、通学路の除雪を優先的に行うこととする。

※　各路線の除雪目標については、４頁記載の「異常降雪時」及び１０頁記載の「イ　異常降雪時」に基づき作業を行うこととする。

また、気象状況（連続降雪など）や道路状況（圧雪の成長など）を勘案し、除雪対策本部から除雪事業者に作業内容や除雪時間帯等を指示します。



ウ　概ね３月以降

路面積雪深が 10cm に達しているが、雪が降り止んでおり今後も降雪の気象予報がない場合や、融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合は、除雪機械の出動を見合わせます。

⑤　拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑥　排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難となり、今後の降雪状況により著しく交通障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



また、歩道のない車道において、歩行空間が著しく損なわれる場合や除雪により見通しが悪くなった交差点、堆雪により幅員が狭くなったアンダーパスについても排雪作業を実施します。

その他、異常降雪等により、交通障害が生じると見込まれる場合においては、上記にかかわらず、先行して排雪を行います。

⑦　凍結防止剤散布

橋梁や急勾配箇所のほか、交通量が多い路線を中心に低温注意報の発令や最低気温がマイナス 2 度以下に達した場合を目安に、凍結防止剤を散布します。

⑧　地吹雪時の対応

地吹雪の危険箇所については、事前に市のホームページや注意看板の設置により周知を行います。また地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページなどで周知を行います。

なお、地吹雪発生により、通行に危険がある場合は、関係機関及び地元関係者と連携を図り、吹き溜りの除去や一時的な通行止め等の対応をとります。

3-2　歩道除雪

令和８年度の当市の歩道除雪延長は、約153kmになります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設などで歩行者の多い歩道及び児童生徒が多く通る通学路を中心に、小形除雪車などにより行います。一方、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行空間の確保に努めます。



① 除雪路線

国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、通学路や病院、利用者が多い公共施設周辺の歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員2m以上）を除雪します。

② 除雪延長

令和８年度の歩道の除雪延長は、次のとおりです。

歩道除雪延長　　（単位：km）

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	103.2	2.17	105.37	192.96	54.6%
安塚区	2.31	0	2.31	9.82	23.5%
浦川原区	1.23	0	1.23	2.82	43.6%
大島区	0	0	0	0.22	0.0%
牧区	0.13	0	0.13	1.14	11.4%
柿崎区	2.35	0	2.35	6.72	35.0%
大潟区	1.82	3.1	4.92	13.08	37.6%
頸城区	10.47	0	10.47	27.81	37.6%
吉川区	3.62	0	3.62	7.32	49.5%
中郷区	0.98	0	0.98	3.49	28.1%
板倉区	6.02	0	6.02	7.36	81.8%
清里区	5.73	0	5.73	8.23	69.6%
三和区	8.57	0	8.57	15.53	55.2%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	147.18	5.94	153.12	298.13	51.4%

③　除雪出動判断基準と除雪目標

ア　通常降雪時

歩道上の積雪深が、早朝除雪は 10 ㎝、日中除雪は 15 ㎝に達した場合、歩道除雪を実施し、安全な歩行空間の確保に努めます。

イ　異常降雪時

異常降雪時には、車道除雪を優先するため、一時的に歩道を雪置き場とする場合があります。その際は、可能な限り車道を拡幅除雪することで歩行空間の確保に努めます。

また、車道の通行確保後に歩道除雪を開始する場合、両側歩道の除雪箇所では広域な歩行空間の早期確保を図るため、一時的に片側の歩道除雪を行います。

④　排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び箇所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※　歩道がない道路は、車道の拡幅除雪により歩行空間を確保します。

3-3　狭隘道路（日中）除雪

道路の幅員が狭く（おおむね4m未満）通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車１台分の幅員確保ができない道路は、小形除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと雪置き場の確保など一定の条件が整った場合に、早朝除雪終了後の日中に除雪を行います。

① 除雪路線

小形除雪車が入る幅員を有している市道について、雪置き場の確保及び除雪時間を日中にすることなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

② 除雪延長　　（単位：km）

地区名	延長
合併前上越市	17.86
牧区	0.14
柿崎区	0.04
頸城区	0.17
吉川区	1.18
中郷区	0.10
板倉区	2.41
清里区	3.64
三和区	1.28
合計	26.82

③ 除雪出動判断基準と除雪目標

ア　通常降雪時

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

イ　異常降雪時

車道及び歩道除雪の作業終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

④ 排雪作業

堆雪により雪置き場にこれ以上雪を置けない場合、排雪のためのダンプトラックが乗入れできる路線については、排雪作業を実施します。

3-4 除雪事業者数

項目	除雪事業者数（者）														合計
	旧市	安塚	浦川原	大島	牧	柿崎	大潟	頸城	吉川	中郷	板倉	清里	三和	名立	
令和8年度	43	4	4	5	7	5	7	12	2	5	5	2	5	5	111
令和7年度	42	5	4	5	7	5	7	12	2	5	5	2	6	5	112
増減	1	−1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−1	0	−1

3-5 除雪機械台数

項目	車道除雪								歩道除雪				凍結防止				合計
	除雪ドーザ（台）				ロータリ除雪車（台）				ロータリ除雪車・小型除雪機（台）				散布車（台）				
	貸与	委託	借上	小計	貸与	委託	借上	小計	貸与	委託	借上	小計	貸与	委託	借上	小計	
令和8年度	116	239	312	667	53	10	46	109	49	20	57	126	3	1	0	4	906
令和7年度	120	236	307	663	53	10	45	108	47	20	57	124	3	1	0	4	899
増減	−4	3	5	4	0	0	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	7

4. 消融雪施設

当市の除雪は機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の市道の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年 12 月から確実に効果を発揮するよう降雪前点検を実施します。

なお、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合においては、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内で、注意報や警報が発令されます。この場合、地下水の節水や削減対策のため、消雪パイプの運転に制限をかける場合があります。

また、異常降雪等により消雪能力を上回る降積雪量となった場合において、機械除雪が可能と判断できる箇所については、機械除雪を実施します。

4-1 消雪パイプ

① 消雪パイプ延長

令和 8 年度の消雪パイプ延長は、次のとおりです。

（単位：km）

合併前上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
25.23	1.63	0.98	0.52	22.21	12.01	9.04	1.69	73.31

※ 市が管理している消雪パイプは融雪用電力を使用しているため、降雪にかかわらず午後 2 時から 3 時と午後 4 時から 5 時の 1 日 2 回散水を休止する。

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転を制御する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

4-2 流雪溝

① 流雪溝延長

令和８年度の流雪溝延長は、次のとおりです。

（単位：km）

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

※ 河川水を利用するため、水位が低い場合には運転できない場合がある。

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行いただくため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5. 雪捨て場

市民の方も利用できる雪捨て場を、積雪状況に応じて開設します。

雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに開設します。なお、開設場所及び時期は市のホームページなどで事前に周知します。

異常降雪が予測される場合は、雪捨て場を迅速に開設または増設し、排雪作業の効率化を図ります。

6.　市民への情報提供と協力依頼

道路除雪を円滑に行うため市民の皆さんに情報提供を行うとともに協力を依頼します。

6-1　道路除雪に対する情報提供

○　降雪期前に、地区別の町内会を対象とする除雪会議や町内会長会議等を通じて、地域の協力と除雪事業に対する理解を深めます。

○　広報上越に道路除雪に対する協力依頼事項を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。

○　市ホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。なお、市ホームページにアクセスが集中しても、除雪車の出動状況を快適に閲覧できるよう除雪管理システムの改修を行いました。

○　地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所を市ホームページなどで周知します。

6-2　道路除雪に対する協力依頼事項

○　**車両の適切な駐車**

除雪作業の妨げになる路上駐車や歩道を占有する駐車はしないでください。

○　**樹木や消雪施設の適切な管理**

樹木や乗入用鉄板が道路に出ていると重大な事故を引き起こすおそれがあります。また消雪用ビニールホースは絶対に道路に出したままにしないでください。

○　**作業中の除雪車に近づかない**

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近づかないでください。

○　**敷地内から道路への雪出し禁止**

敷地内から道路へ雪を出すと通行が妨げられ、渋滞や事故発生のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根の雪下ろしでやむを得ず道路に雪を下したときは速やかに片付けるようにお願いします。

○　急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○　玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○　農業用水路(用水路・排水路)への投雪禁止

農業用水路へ捨てられた雪が原因で水路をふさぎ、下流の住宅地等が浸水するおそれがあります。農業用水路へ投雪しないようお願いします。

○　道路に接している危険箇所の目印表示

除雪作業上危険な箇所、建物や塀が道路に接している箇所、衝突や損傷のおそれのある箇所等については、降雪前に各戸で目印となるポールや赤い布等を設置するようお願いします。

6-3　大雪災害時の協力依頼

○　不要不急の外出自粛

大雪時は、道路の通行止めや車両の立ち往生、公共交通機関の遅延や運休が発生することがありますので、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。

○　外出時の注意

緊急に自動車で外出しなければならない場合は、最新の気象情報及び道路交通状況を確認し、自らが交通障害の原因者にならないよう、幅員の狭い道路や抜け道など走行困難となるおそれのある道路は避け、比較的幅員の広い道路を優先し通行するなど、最大級の警戒をお願いします。

○　地域による除雪

生活道路の通行不能を解消するまで１週間以上要した実態がありますので、安全確認を十分に行いながら、地域でも生活道路の除雪にご協力くださいますようお願いします。

7.　関係機関等との連携

道路除雪に当たっては、国県等の道路管理者などと連携・協力、情報の共有化を図り、効率的な除雪作業を行います。

① 除雪実施路線の相互乗り入れ

道路管理者同士の連携を図り、同一路線上で道路管理者が違う路線などについては、除雪が効率よく行える除雪事業者にその除雪路線を委託します。

② 除雪機械の相互使用

異常降雪時において、効率的な除雪を緊急に行う必要がある場合は、異なる道路管理者が管理している除雪機械を相互に使用できる体制を整えます。

③ 情報連絡本部の設置

上越地域において、気象予報により急激な異常降雪等により道路交通に多大な影響が見込まれる場合に、国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、糸魚川市、東日本高速道路㈱、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防局の各関係機関が道路交通の確保を図るため、冬期道路交通確保情報連絡本部が設置され連携を図ります。

④ 異常降雪時における連携

異常降雪により、除雪事業者が担当するエリア内で除排雪作業の遅延等が生じる恐れがある場合には、担当除雪事業者以外の除雪事業者に応援除雪を行うほか、緊急的に委託契約を締結していない事業者にも除排雪作業の協力を求め、交通障害の早期解消に努めます。

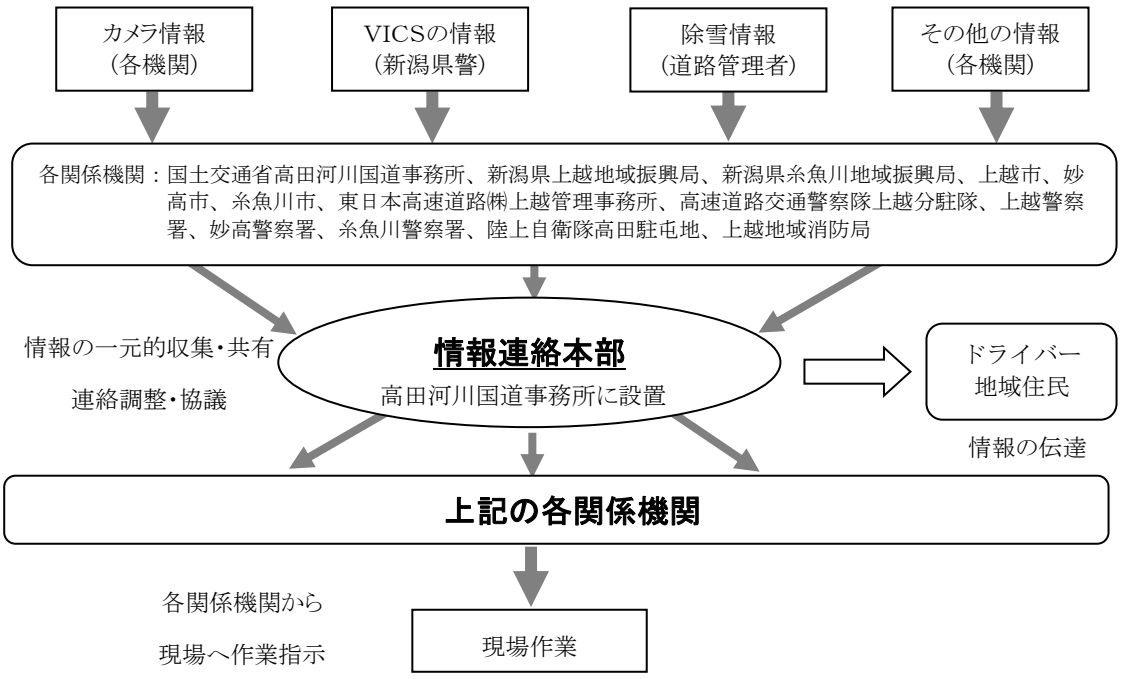

8.　雪関係の支援制度

8-1　小型除雪機購入費補助金

市では地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

① 対象者

市道、又は私道の除雪を共同で行う原則 5 戸以上の団体（共同で除雪できる範囲に 5 戸以上ない場合は、5 戸未満であっても補助対象になる場合もあります。）

② 支援内容

小型除雪機の購入費の 40%以内で、１台につき 80 万円が上限（申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。）

③ 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が 13 馬力級以上

8-2　市道除雪作業報償金

除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、除雪作業を行う町内会へ報償金を支給します。

①　対象者

町内会、町内の組、班

②　対象路線

除雪路線に指定していない市道

③　報償金の額

除雪延長 1ｍあたり 1 回 50 円

④　除雪作業方法

普通自動車 1 台が通行可能な程度に、小型除雪機や消雪パイプ等を使用して雪を除去する作業（単価は統一）

8-3　緊急除雪作業報償制度

異常降雪時※に事前登録した団体が緊急的に市道除雪を行った経費の一部を報償金として支給します。

※異常降雪時とは・・・大雪災害対策本部が設置されている期間のうち、除雪事業者による市道除雪が一時的に困難となった場合等とします。

① 対象者

事前登録を行った町内会、町内の組、班

② 対象路線

30m以上の市道（車道のみ）

③ 報償金の額

除雪機械借上費　10,000 円（除雪幅 1,000ｍｍ以上の仕様の場合　15,000 円）
除雪延長 1ｍあたり 40 円（燃料費）
除雪延長 1ｍあたり 50 円（労務費）
1 期間あたり　1 団体 5 万円を上限とします。

9. 道路除雪対策関係機関等の連絡先

【 上越市　市道 】

上越市除雪対策本部
（道路課雪対策室）
代表：025-526-5111
ＦＡＸ：025-526-3525

頸城区総合事務所
代表：025-530-2311
三和区総合事務所
代表：025-532-2323
名立区総合事務所
代表：025-537-2121

浦川原区総合事務所
（建設グループ）
代表：025-599-2301
ＦＡＸ：025-599-2225

安塚区総合事務所
代表：025-592-2003
大島区総合事務所
代表：025-594-3101

柿崎区総合事務所
（建設グループ）
代表：025-536-2211
ＦＡＸ：025-536-2227

大潟区総合事務所
代表：025-534-2111
吉川区総合事務所
代表：025-548-2311

板倉区総合事務所
（建設グループ）
代表：0255-78-2141
ＦＡＸ：0255-78-3984

牧区総合事務所
代表：025-533-5141
中郷区総合事務所
代表：0255-74-2411
清里区総合事務所
代表：025-528-3111

【 国　国道8号・18号 】

北陸地方整備局
高田河川国道事務所
025-523-3136

国土交通省高田河川国道事務所
直江津維持出張所
025-525-7724

【 県　県が管理する道路】

新潟県上越地域振興局
地域整備部維持管理課
直通：025-526-9653

新潟県上越地域整備部
上越東維持管理事務所維持管理課
直通：025-592-3655

【 高速道路 】

東日本高速道路
上越管理事務所
025-522-1141

【 警察関係 】

上越警察署
025-521-0110
妙高警察署
0255-72-0110

【 消防関係 】

上越地域消防局
025-545-0119

上越消防署
025-544-0119
上越南消防署
025-525-1198
東頸消防署
025-592-0119
頸北消防署
025-536-6119
頸南消防署
0255-86-3119

【 その他 】

東北電力
停電・緊急時の問合せ先
0120-175-366

ガス水道局
025-522-5512

ＮＴＴ東日本
設備不良に関する問合せ先
0120-444-113

上越ケーブルビジョン
0120-988-945

ＪＲ東日本
お問い合わせセンター
050-2016-1600

えちごトキめき鉄道
025-543-3160（直江津駅）
025-546-5520（本社）

北越急行
025-752-0770（十日町駅）

頸城自動車
025-543-3178
くびき野バス
025-525-2771
東頸バス
025-599-2312
頸北観光バス
025-536-2219
頸南バス
0255-72-3139

陸上自衛隊高田駐屯地
025-523-5117

新潟地方気象台
観測予報窓口
025-281-5871

令和８年度　冬期道路交通確保除雪計画書

令和８年１１月

作成　新潟県上越市 都市整備部 道路課 雪対策室